別紙１

傍聴要領

荒川水系荒川圏域河川整備計画流域協議会

１　傍聴する場合の手続き

①　会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

②　傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても、定員になり次第終了します。

２　傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

ア　会議開催中は、静粛に傍聴すること。

イ　携帯電話の電源を切ること。

ウ　のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

エ　会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

オ　談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。

カ　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

キ　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。

ク　その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

３　会場の秩序維持

①　傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従って下さい。

②　傍聴者が前記２の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。